

# キタールさんのぽすと

～令和5年のあなたに向けて～



令和5年に、神戸市北区は50周年を迎えます。  
その頃あなたはどこでなにをしているのでしょうか？  
まだ見ぬ将来の自分にあてて、手紙を書いてみませんか？

今の気持ち、夢、気になっていること・・・  
自由に書いて、キタールさんのぽすとへ投函しにきてください！

①  
手紙を書いて...



②  
組み立てて...



③  
専用ぽすとに投函！



キタールさんが令和5年のあなたのもとへ  
お手紙をお届けします！



# 参 加 方 法



## STEP 1 手紙を書く

- このチラシの右半分が専用の封筒セットになっています。
- 合計重量 50 グラムまでなら、写真や新聞の切り抜きも入れられます。
- 自分の住所と名前を書くのを忘れずに！  
(令和 5 年にちゃんと届く住所を書いてください)
- 切手代は発送時に区役所が負担します。

## STEP 2 封筒を組み立てる

- ミシン目にそって切り抜いて、のりで貼って組み立てましょう。
- 分厚いものは入れられません。のりで貼れる程度の厚さにしてください。

## STEP 3 専用ボックスに投函する

- 投函期間内に専用ポストに入れてください。  
[投函期間]・・・令和元年 5 月 7 日 (火) ～20 日 (月)  
[専用ポスト設置場所]・・・北区役所 7 階 まちづくり課  
北神区役所 2 階 まちづくり課

## STEP 4 お手紙が届く

- 預かったお手紙を返却します。  
[返却]・・・令和 5 年 8 月 (予定)

北区政 50 周年の記念月です！

### 【注意事項】

- ・令和 5 年の返却時に送付する住所・宛名に不備がある場合は返却できない可能性があります。
- ・保管中の引っ越しなどで発送先が変更になった場合はご連絡ください。戸籍や住民票等の手続き内容がこの企画の宛名に自動で反映されることはありません。
- ・令和 5 年の発送先が海外になる郵便物には対応できません。
- ・令和 5 年の保管期間中は原則返却できません。
- ・遺言等の重要な内容は絶対に書かないでください。
- ・現金、貴重品、危険物、食品等腐敗するものは封入できません。その他長期保管に不適なインク類は使用をお控えください。
- ・令和 5 年の発送時に宛先不明で返戻された手紙は 1 年間の保存後に焼却処分します。
- ・保管中の予期せぬ災害等による滅失が考えられます。ご容赦ください。

【問い合わせ】 北区役所まちづくり課

TEL 078-593-1111 (代表) FAX 078-593-1166

E-Mail kitaku@office.city.kobe.lg.jp